

太田市農業近代化資金融通措置条例実施要綱

平成17年3月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市農業近代化資金融通措置条例施行規則（平成17年太田市規則第180号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業計画の承認)

第2条 群馬県農業近代化資金事務取扱要領（群馬県制定。以下「県要領」という。）第3・1又は2に定める書類の提出を受けた融資機関は、貸付けを適当と認めるものについて当該書類の写しを市長に提出するものとする。

(事業計画変更の承認)

第3条 県要領第6・1に定める書類の提出を受けた融資機関は、その内容を審査し、やむを得ないと認めるものについて、農業近代化資金事業計画変更承認申請書（様式第1号）に当該書類の写しを添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査の上承認又は不承認を決定し、農業近代化資金事業計画変更承認（不承認）通知書（様式第2号）を融資機関に通知するものとする。

(事業完了の報告)

第4条 県要領第7・1に定める書類の提出を受けた融資機関は、県要領第7・2の規定に定める処理を行い、適正と認めるものについて当該書類の写しを市長に提出するものとする。

(利子補給の打ち切り等)

第5条 市長は、融資機関又は当該融資機関から農業近代化資金を借り受けた者が次に掲げる事項に該当することとなったときは、融資機関に交付すべき利子補給金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、県要領第2・7・(3)ただし書ア又はイに該当する場合には、利子補給は打ち切らないものとする。

- (1) 太田市農業近代化資金融通措置条例（平成17年太田市条例第193号）、規則又はこの要綱に定める事項に違反したとき。
- (2) 貸付金を借入目的以外に使用したとき。
- (3) 貸付金により取得した施設等を借入に係る事業目的以外に使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けたとき。

(4) 農業経営を中止したとき。

(貸付条件の緩和措置)

第6条 県要領第10・3・(1)に定める書類の提出を受けた融資機関は、その内容を審査し、貸付条件の緩和を必要と認めるものについて、農業近代化資金利子補給変更承認申請書(様式第3号)に県要領第10・3・(2)に定める書類の写しを添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査の上承認又は不承認を決定し、農業近代化資金利子補給変更承認(不承認)通知書(様式第4号)を融資機関に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市農業近代化資金実施要領(平成7年4月1日太田市制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。